

広情個審第93号
令和7年3月31日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年6月3日付け広都機第29号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第381号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和6年6月3日付け広都機第29号の諮問事案（諮問第381号事案）

令和5年12月15日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が令和6年1月26日付け広島市指令都機第91号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年2月15日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が上記の公文書開示請求に対して行った本件部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、全部開示をすることを求める。

(2) 審査請求の理由

開示された文書は原告の私的な部分を除き市民の重要な公情報であるから、非開示は認められず違法である。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人は、広島市が被告の元広島市議の商工会議所における裁判に関する全ての書類について公文書開示請求を行い、本市は、「訴状 副本（原告）」、「答弁書（正本の写し）」、訴訟委任状、指定書、訴訟告知書（被告）」、「訴えの変更申立書（原告）」、「第1準備書面（被告）」及び「準備書面1（原告）」の公文書部分開示決定を行った。

対象文書は、旧広島商工会議所ビルディングに関する裁判に関して、原告及び被告から提出された書類（以下「訴訟記録」という。）である。

- (2) 対象文書の記載のうち、不開示とした箇所及び理由は以下のとおりである。

ア 原告の氏名及び住所

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。）第7条第1号に基づき、不開示とした。

イ 原告以外の個人の氏名（訴訟代理人及び指定代理人を除く。）

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号に基づき、不開示とした。なお、訴訟記録の中に記載された個人の氏名は、条例第7条第1号ただし書に規定する「慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報」、又は「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」には該当しないと判断した。

ウ 訴訟代理人の印影

事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、財産の保護又は犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第3号アに基づき、不開示とした。

エ 事件番号

他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるため、条例第7条第1号に基づき、不開示とした。

オ 原告以外の個人の氏名のうち、裁判所書記官の氏名

何人に対しても等しく公にされる事実上の慣習があるとは認められず、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるため、条例第7条第1号に基づき、不開示とした。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより（中略）市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令（中略）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

なお、条例第7条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関連した情報で、秘匿すべき必要性が極めて高いものであり、公にすれば、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを対象としている。例としては、カルテ、反省文のようなもので、それらは当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報である。

(3) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。」と規定している。

- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 本件部分開示決定における対象公文書について

当審査会が見分するに、対象公文書は、本件部分開示決定において実施機関が特定した「訴状 副本（原告）」、「答弁書（正本の写し）、訴訟委任状、指定書、訴訟告知書（被告）」、「訴えの変更申立書（原告）」、「第1準備書面（被告）」及び「準備書面1（原告）」（以下これらの公文書をあわせて「本件文書」という。）である。

(5) 本件文書における不開示部分について

当審査会が見分したところ、本件文書における不開示部分は、訴訟に係る原告の氏名及び住所、原告以外の個人の氏名（裁判所書記官の氏名を除く。）及び住所、事件番号、訴訟代理人の印影並びに裁判所書記官の氏名である。

以下、本件文書の不開示部分に係る不開示事由該当性について、検討する。

(6) 原告の氏名及び住所について

原告の氏名及び住所は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもので

あることから、当該情報を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(7) 原告以外の個人の氏名（裁判所書記官の氏名を除く。）及び住所について

本件文書において不開示とされている原告以外の個人の氏名（裁判所書記官の氏名を除く。）は、広島市公務員の氏名である。

通常、広島市公務員の氏名は、公務遂行に関するものである限り従来から公にされており、条例第7条第1号ただし書アの規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として開示されているが、本件文書は広島市を被告とする訴訟に関する文書であることから、当該公務員の氏名を公にすることによりこれらの者の権利利益を害するおそれが認められる。当審査会としては、かかる場合においてまで広島市公務員の氏名を公にする慣行があるということとはできない。

住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

したがって、原告以外の個人の氏名（裁判所書記官の氏名を除く。）及び住所を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(8) 事件番号について

事件番号は、各裁判所において、事件の種類に従って付された記録符号と受付暦年及び進行番号から構成される識別符号であり、同一の裁判所において、同じ事件番号が重複して付されることはないものである。

民事訴訟法（平成8年6月26日法律第109号）（以下「民事訴訟法」という。）第91条第1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定している。裁判所において訴訟記録を閲覧する際は、原則訴訟記録の事件番号及び当事者氏名等を特定することが必要とされているところ、これらを特定し請求をすれば原則として訴訟記録の閲覧請求が認められるのであるから、事件が係属する裁判所名と事件番号とが判明した場合、同項に基づく訴訟記録の閲覧により、訴訟記録に記載された原告の氏名及び住所等を知る得ることとなる。

当審査会が見分したところ、本件文書に記載の訴訟に係る裁判所名は開示されていることが認められた。

したがって、本件文書の事件番号は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報と認められることから、当該情報を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(9) 訴訟代理人の印影について

本件文書において不開示とされている訴訟代理人の印影は、原告及び被告の訴訟代理人弁護士の印影である。

弁護士の職印は、訴訟事件の当事者からの依頼等により、弁護士としての資格に基づき、訴訟事件に関する各種の文書のほか、一般の法律事務を行うに当たって作成する文書に押なつされるものであることは、広く知られたところであり、その印影は、当該文書が当該弁護士によりその職務上真正に作成されたことを認証する意義を有するものといえる。

当該情報を公にすると、当該情報を用いて文書の偽造がされることなどにより、当該弁護士の権利ないし正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報を条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(10) 裁判所書記官の氏名について

ア 裁判所書記官の氏名は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当する情報と認められる。

なお、裁判所書記官の氏名は訴訟記録に記載されているが、訴訟記録に記載された情報は、何人にも無条件で閲覧が認められた情報ということとはできず、「法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。また、各裁判所のホームページに、所属する裁判所書記官の氏名が一覧として記載されているようなこともないことから、裁判所書記官の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ということとはできない。

したがって、実施機関の主張するとおり裁判所書記官の氏名は、条例第7条第1号ただし書アに該当せず、同号の不開示理由が認められる。

イ なお、実施機関は、当該情報を公にすると、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるため、条例第7条第1号に基づき不開示としたと主張するが、当審査会が見分したところ、本件文書の裁判所書記官の氏名は、単独ではもちろん、通常入手し得る他の情報と照合しても、本件文書に記載の訴訟に係る原告等を識別することができる情報とは認められないことから（令和3年7月28日東京高裁判決参照）、実施機関の当該主張には理由がない。

ウ 以上のことから、当該情報を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は結論として妥当である。

(11) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 6 . 3	広都機第 2 9 号の諮問を受理 (諮問第 3 8 1 号で受理)
R 6 . 1 0 . 1 0 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 6 . 1 1 . 1 4 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 6 . 1 2 . 1 2 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7 . 1 . 9 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7 . 2 . 1 3 (第 5 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7 . 3 . 1 4 (第 6 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
神 野 礼 斉	広島大学大学院教授
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱 野 滝 衣	弁護士